○農林水産省告示第千五百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月六日

農林水産大臣　簗　和生

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木松末字石原迫三七三六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字石原迫三七三六（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月六日

農林水産大臣　簗　和生

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市大力字アマカセ一五〇四の四、字ニシノ一九七八の三、字アサクラ二一三七の一、二一三七の一六、二一三七の一九から二一三七の二一まで、字スズレ二一九九の一、二一九九の四、二一九九の六、二一九九の七、二一九九の九から二一九九の一二まで、二一九九の一四から二一九九の一六まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月六日

農林水産大臣　簗　和生

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市大力字ニシノ一九八四の二・一九九五の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一九二九、一九五二の一、一九五五、一九九五の一、一九九五の七、一九九八の三、一九九八の四、二〇〇九の五、二〇〇九の七、字アマカセ一五〇三の一、字ウラダ一五一四の四、一五一四の一七から一五一四の一九まで、一五一四の二一、字高ヤケウラ一六二五の一、一六二五の九、字大久保一六九九の八、字ヲリト一七六三の一、一七六三の五、一七六三の六、字フツカハラ一八一二の一二、一八一二の一六、一八一二の一八、一八一二の一九、一八一二の二一、一八四三の四、一八四三の八、一八四三の一一、一八四三の一五から一八四三の一九まで、一八五五の一、一八五五の三から一八五五の六まで、字イフ子二〇五八の一、二〇五八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月六日

農林水産大臣　簗　和生

一　保安林の所在場所　富山県南砺市利賀村上畠字川東下一一三、一一三の三、一七一の二、高草嶺字八束二〇の三、東中江字午越一二、一三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月六日

農林水産大臣　簗　和生

一　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町田内字鶴渕一の四、一の六、一の二〇、一の二二、一の二七、三の一、三の二、三の一二、三の一三、三の一七、三の二一、三の二二、三の四二、三の四三、三の四五、三の五〇、三の五三、三の五五、三の五六、字上梨久蔵四の一（次の図に示す部分に限る。）、字峯田三、二八、字岩下三の五、字戸木谷瀬二の二、二の一〇、二の一二、二の二一、二の二四、二の二八、字平野一六、一七の一八、一七の二四、一七の二五、二二の一一、二二の一二、字沢尻四、字弁才天一四、一六、清崎字鞍掛一の一七の一、津具字北大島三九の一、字中下留三四の一、東納庫字登り六の一、七から九まで、一〇の一、一〇の二、字堂ケ平一〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字登り六の一・七・九・一〇の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び設楽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十月六日

農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市田籾町広久手六一四の二〇七、六一四の二〇八、六一四の二一四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十月六日

農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県四国中央市新宮町馬立五四六三の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）